

平成23年11月秋田市議会定例会提出予定案件

	件名	説明																
	「 条 例 案 」 8 件																	
1	秋田市功労者等の待遇に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 市の功労者として待遇する行政委員会の委員等の要件を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 教育委員会の委員（教育長を除く。）および識見を有する監査委員（常勤の監査委員を除く。）について、市の功労者として待遇する場合の在職期間を、「10年以上」から「8年以上」に改めることとするとともに、規定を整備する。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>																
2	秋田市職員給与条例等の一部を改正する件	<p>○改正理由 一般職の職員の給料月額および期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの</p>																
	<p>○改正要旨</p> <p>1 医療職給料表(1)を除く全給料表の給料月額を減額改定する。</p> <p>2 期末手当および勤勉手当の支給割合を次のように改める。</p> <p>(1) 平成23年度</p>																	
	<table border="1" data-bbox="277 1471 1362 1644"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>6 月期</th> <th>12月期</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>1.200月(改定なし)</td> <td>1.375月(0.025月)</td> <td>2.575月(0.025月)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.675月(改定なし)</td> <td>0.675月(改定なし)</td> <td>1.350月(改定なし)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1.875月(改定なし)</td> <td>2.050月(0.025月)</td> <td>3.925月(0.025月)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	6 月期	12月期	合 計	期末手当	1.200月(改定なし)	1.375月(0.025月)	2.575月(0.025月)	勤勉手当	0.675月(改定なし)	0.675月(改定なし)	1.350月(改定なし)	合 計	1.875月(改定なし)	2.050月(0.025月)	3.925月(0.025月)	
区 分	6 月期	12月期	合 計															
期末手当	1.200月(改定なし)	1.375月(0.025月)	2.575月(0.025月)															
勤勉手当	0.675月(改定なし)	0.675月(改定なし)	1.350月(改定なし)															
合 計	1.875月(改定なし)	2.050月(0.025月)	3.925月(0.025月)															
	<p>注 () は現行からの改定率。なお、再任用職員等についても改定を実施</p> <p>(2) 平成24年度以降</p>																	
	<table border="1" data-bbox="277 1740 1362 1912"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>6 月期</th> <th>12月期</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>1.225月(0.025月)</td> <td>1.375月(0.025月)</td> <td>2.600月(0.05月)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.675月(改定なし)</td> <td>0.675月(改定なし)</td> <td>1.350月(改定なし)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1.900月(0.025月)</td> <td>2.050月(0.025月)</td> <td>3.950月(0.05月)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	6 月期	12月期	合 計	期末手当	1.225月(0.025月)	1.375月(0.025月)	2.600月(0.05月)	勤勉手当	0.675月(改定なし)	0.675月(改定なし)	1.350月(改定なし)	合 計	1.900月(0.025月)	2.050月(0.025月)	3.950月(0.05月)	
区 分	6 月期	12月期	合 計															
期末手当	1.225月(0.025月)	1.375月(0.025月)	2.600月(0.05月)															
勤勉手当	0.675月(改定なし)	0.675月(改定なし)	1.350月(改定なし)															
合 計	1.900月(0.025月)	2.050月(0.025月)	3.950月(0.05月)															
	<p>注 () は現行からの改定率。なお、再任用職員等についても改定を実施</p> <p>3 給与構造改革に伴い現給保障措置の適用を受けている職員について、経過措置額の算定基礎となる給料額を引き下げる。</p>																	

3 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

○施行期日 平成23年12月1日から。ただし、一部の規定は平成24年4月1日から。平成23年12月支給分の期末手当に係る調整措置その他条例の施行に関し必要な事項を規定する。

○改正理由

特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するとともに、給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 市長の給料月額の10%ならびに副市長、常勤の監査委員および地方公営企業管理者の給料月額の5%を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成24年11月30日まで延長する。
- 2 市長の期末手当額の10%ならびに副市長、常勤の監査委員および地方公営企業管理者の期末手当額の5%を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成24年6月まで延長する。
- 3 特別職の期末手当について、6月に支給する場合の支給割合を「100分の137.5」から「100分の140」に引き上げる。

○施行期日 平成23年12月1日から。ただし、3の改正は、平成24年4月1日から

4 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する件

○改正理由

教育長の期末手当の支給割合を改定するとともに、給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 教育長の給料月額の5%を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成24年11月30日まで延長する。
- 2 教育長の期末手当額の5%を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成24年6月まで延長する。
- 3 教育長の期末手当について、6月に支

		<p>給する場合の支給割合を「100分の137.5」から「100分の140」に引き上げる。</p> <p>○施行期日 平成23年12月1日から。ただし、3の改正は、平成24年4月1日から</p>												
5	秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 長期継続契約を締結することができる契約の範囲を拡大するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 長期継続契約を締結することができる契約に、経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、複数年にわたり契約を締結する必要があるものを加えるとともに、規定を整備する。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>												
6	秋田市雄和農林漁家高齢者センター条例を廃止する件	<p>○廃止理由 雄和農林漁家高齢者センターを廃止するため、廃止しようとするもの</p> <p>○施行期日 平成24年4月1日から</p>												
7	秋田市大森山動物園条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 大森山動物園の入園料の割引について定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 大森山動物園の個人の入園について、次のとおり割引後の入園料を定める。</p> <table border="1" data-bbox="758 1422 1380 1870"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>入園料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般入園(現行)</td> <td>1人1回</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>市長が指定した入場券、割引券、会員証等の提示があった場合</td> <td>につき</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>入園日が9月1日および市長が別に定める日である場合</td> <td></td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>個人の入園に係る回数券は、5枚組のものにあつては3,000円とし、20枚組のものにあつては10,000円とする。</p> <p>○施行期日 平成24年4月1日から。改正</p>	区 分	単 位	入園料の額	一般入園(現行)	1人1回	700円	市長が指定した入場券、割引券、会員証等の提示があった場合	につき	600円	入園日が9月1日および市長が別に定める日である場合		500円
区 分	単 位	入園料の額												
一般入園(現行)	1人1回	700円												
市長が指定した入場券、割引券、会員証等の提示があった場合	につき	600円												
入園日が9月1日および市長が別に定める日である場合		500円												

		後の規定は、施行日以後の入園に係る入園料から適用する旨の経過措置および回数券の発行等についての準備行為について規定する。
8	秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 占用料の額を改定するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 占用料の額を改定する。 2 一定の道路に設ける食事施設等に係る占用料の額を定める。 3 その他規定を整備する。 <p>○施行期日 平成24年4月1日から</p>
「 単 行 案 」 7 件		
9	秋田市老人福祉センターの指定管理者を指定する件	<p>○老人福祉センターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 ・ 指定の期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
10	秋田市老人いこいの家の指定管理者を指定する件	<p>○老人いこいの家の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 ・ 指定の期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
11	秋田市リフレッシュガーデンの指定管理者を指定する件	<p>○リフレッシュガーデンの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 財団法人秋田市総合振興公社 ・ 指定の期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>

12	秋田市公設地方卸売市場の指定管理者を指定する件	<p>○公設地方卸売市場の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 あきた市場マネジメント株式会社 ・指定の期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
13	市道路線を認定する件	<p>○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定路線 3路線 延長2,932.3m ・認定後の市道総延長 約1,984Km <p>※提出根拠法：道路法第8条第2項</p>
14	勝平地区コミュニティセンター改築および勝平児童センター(仮称)新築工事請負契約を締結する件	<p>○勝平地区コミュニティセンター改築および勝平児童センター(仮称)新築工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市新屋松美ガ丘東町1443番地31ほか1筆 ・契約金額 292,950,000円 ・契約先 中央土建・千代田・水原建設工事共同企業体 ・工期 平成24年9月28日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 本体工事 <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 2,912.98㎡ 構造規模 鉄骨造 2階建て 建築面積 726.44㎡ 延べ床面積 1,299.50㎡ <ul style="list-style-type: none"> 1階床面積 652.56㎡ 2階床面積 646.94㎡ 1階部屋構成 事務室、遊戯室、図書・集会室、和室(1・2)、調理室、便所ほか 2階部屋構成 多目的ホール、器具庫、会議室(1・2)、便所ほか 外構工事 一式 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>

15	土崎消防署本署改築工事請負契約を締結する件	<p>○土崎消防署本署改築工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市土崎港西四丁目2番10号 ・契約金額 793,275,000円 ・契約先 加藤・林・小南建設工事共同企業体 ・工期 平成25年4月26日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 埋設物探査工事 一式 杭打ち工事 70箇所 本署建設工事 <ul style="list-style-type: none"> RC造2階建て（PH1階）2,996㎡ 訓練棟建設工事 <ul style="list-style-type: none"> 主塔RC造6階建て 380㎡ 副塔RC造2階建て 478㎡ 泡消火剤タンク基礎設置工事 1箇所 地下防火水槽設置工事 PC製 40m³ 危険物庫建設工事 <ul style="list-style-type: none"> CB造平屋建て 9.56㎡ 外構工事 一式 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
「 予 算 案 」 12件		
16	平成23年度秋田市一般会計補正予算（第7号）の件	<p>○資料別紙</p>
17	平成23年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）の件	
18	平成23年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）の件	
19	平成23年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）の件	
20	平成23年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）の件	
21	平成23年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）の件	

- 22 平成23年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）の件
- 23 平成23年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）の件
- 24 平成23年度秋田市病院事業会計補正予算（第2号）の件
- 25 平成23年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件
- 26 平成23年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件
- 27 平成23年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件

「追加提案」

「人事案」 8件

- 28 秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
 ○固定資産評価審査委員会委員阿部千鶴子氏の任期満了（平成23年12月24日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの
 ・任期3年
 ※提出根拠法：地方税法第423条第3項
- 29 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件
 ○人権擁護委員三浦清氏の任期満了（平成24年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの
 ・任期3年
 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
- 30 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件
 ○人権擁護委員中川淑子氏の任期満了（平成24年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの
 ・任期3年
 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項

31	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>○人権擁護委員天野博子氏の任期満了（平成24年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>
32	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>○人権擁護委員高山万紀子氏の任期満了（平成24年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>
33	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>○人権擁護委員稲場みち子氏の任期満了（平成24年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>
34	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>○人権擁護委員松田久子氏の任期満了（平成24年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>
35	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>○人権擁護委員手賀務氏の任期満了（平成24年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>